

令和元年6月27日

東京都立武蔵高等学校・附属中学校長
高橋 豊

自然災害・台風等への対応について

1 多摩北部に「暴風警報」が発令された場合、下記のとおり対応します。

- (1) 6時30分の時点において、気象庁発表の気象情報で、多摩北部に「暴風警報」が発令されている場合には、自宅で待機してください。
6時30分よりも早い時点で発令されていて、6時30分の時点で解除されたことが確認された場合には、平常通り授業を行います。
- (2) 8時40分の時点で解除されたことが確認された場合には、10時40分から（3～6校時）授業を行います。
8時40分の時点で「暴風警報」の発令が継続されている場合には、自宅で待機してください。
- (3) 11時00分の時点で解除されたことが確認された場合には、13時20分から（5～6校時）授業を行います。
11時00分の時点で「暴風警報」の発令が継続されている場合には、終日自宅学習とします。

2 多摩北部に「特別警報」が発令された場合も上記1と同様に対応してください。

◎テレビによる天気予報またはニュース、またはインターネット等を利用して台風情報及び警報発令情報を得ることもできます。

3 「暴風警報」「特別警報」が発令されていない場合でも、台風接近など**自然災害の影響により、JR中央線と西武新宿線の両方が同時に運休となった場合は**、上記1と同様に対応してください。

4 登校途中で多摩北部に「暴風警報」「特別警報」の発令が確認された場合には、交通事情等を考慮の上、①. 自宅に戻るか、②. 登校するか、③. 近くの安全な場所に避難するか、より安全な方を選択してください。

また、自宅付近（多摩北部以外の地域）で「暴風警報」「特別警報」が発令された場合も同様に判断をしてください。

5 在校時に「特別警報」が発令されたときには、警報が解除されるまで、生徒を学校にとどめます。

6 中学校の給食が予定されている場合は、材料発注・材料納品・調理・発送等の事情により、当日の中止ができません。そのため、自然災害によって休校となった場合においても、給食費は各ご家庭でご負担いただくこととなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上